

会津若松市最低制限価格取扱要領

(平成19年12月17日決裁)
(平成20年9月11日決裁)
(平成21年7月1日決裁)
(平成23年3月17日決裁)
(平成24年10月24日決裁)
(平成25年8月26日決裁)
(平成25年12月13日決裁)
(平成30年9月10日決裁)
(平成31年3月12日決裁)
(令和元年6月28日決裁)
(令和4年3月22日決裁)
(令和6年4月9日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札により工事請負契約及び業務委託契約を締結する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び第167条の13の規定に基づき最低制限価格を設定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 この要領は、制限付一般競争入札及び指名競争入札により次に掲げる工事請負契約及び業務委託契約を締結しようとする場合において適用する。

- (1) 予定価格が130万円を超える工事（会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱（平成21年6月18日決裁）第2条に規定する総合評価方式の対象となる工事を除く。）
- (2) 予定価格が50万円を超える測量及び設計業務
- (3) 予定価格が50万円を超える印刷業務
- (4) 予定価格が50万円を超える清掃及び警備業務（機械警備業務を除く。）その他市長が必要と認める人的業務

(最低制限価格等)

第3条 最低制限価格は、契約ごとに定めるものとし、その算定方法については、別に定める。ただし、郵便入札又は電子入札における再度の入札を行う場合は、改めて設定することとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、前条第1号に規定する契約（電子入札の対象とする契約に限る。）における最低制限価格は、次の各号に掲げる額を合計した算定基礎額に1.0000から1.0100までの範囲内で無作為に抽出した係数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、積算した最低制限価格の額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 第1項本文の規定にかかわらず、前条第2号に規定する契約（電子入札の対象とする契約に限る。）における最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ当該アからエまで（第1号については当該アからウまで）に掲げる額を合計した算定基礎額に1.0000から1.0100までの範囲内で無作為に抽出した係数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 測量業務の場合

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

ただし、積算した最低制限価格の額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては

10分の6を乗じて得た額とする。

(2) 土木設計業務の場合

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

ただし、積算した最低制限価格の額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

(3) 建築設計業務の場合

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

ただし、積算した最低制限価格の額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

(4) 地質調査業務（前3号の業務に当該業務が混在する場合の算定に適用する。）の場合

- ア 直接人件費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

ただし、積算した最低制限価格の額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

(5) 一件の発注業務に前4号の業務が混在する場合

前4号中アからエまで（第1号についてはアからウまで）に掲げる額を合計した額

ただし、設計内容に応じて、次のいずれかの範囲で設定するものとする。

- (1) 測量設計業務の設計金額が最も大きい場合 第1号ただし書に定める範囲
- (2) 土木設計業務の設計金額が最も大きい場合 第2号ただし書に定める範囲
- (3) 建築設計業務の設計金額が最も大きい場合 第3号ただし書に定める範囲
- (4) 地質調査業務の設計金額が最も大きい場合 第4号ただし書に定める範囲

4 事務の適正な執行を確保するため、次の表の左欄に掲げる契約の区分に応じ、同表の中欄に掲げる様式に、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を記載するものとする。

前条第1号及び第2号に規定する契約のうち電子入札を行うもの	最低制限価格算定基礎額書	最低制限価格算定基礎額
前条第1号及び第2号に規定する契約のうち電子入札を行わないもの	最低制限価格調書	最低制限価格及び当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た額
前条第3号に規定する契約	最低制限価格調書	最低制限価格及び当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た額
前条第4号	予定価格調書	最低制限価格及び当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た額

5 最低制限価格の公表は、「会津若松市入札及び契約に係る情報公表要領」（平成20年5月30日決裁）によって行うものとする。

（入札参加者への周知）

第4条 契約権者（会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号）第2条第10号に定めるものをいう。）は、最低制限価格を設定するときは、制限付一般競争入札の入札公告又は指名競争入札の指名通知により入札参加者へ周知するものとする。

(落札候補者等の決定)

第5条 最低制限価格を下回る額での入札があった場合は、当該入札をした者を落札候補者（指名競争入札においては落札者をいう。以下同じ。）としないものとし、予定価格の制限の範囲内の額で、かつ、最低制限価格以上の額をもって入札をした者のうち、最低の額をもって入札をした者を落札候補者とする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年9月12日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う業務委託に係る契約から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った業務委託に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市最低制限価格取扱要領の規定は、平成21年7月6日以後に入札公告及び指名通知を行う業務委託に係る入札から適用し、同日以前に入札公告及び指名通知を行った業務委託に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う工事及び委託業務に係る入札から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った工事及び委託業務に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う工事及び委託業務に係る入札から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った工事及び委託業務に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市最低制限価格取扱要領の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）（以下「新消費税法」という。）が適用される契約について適用し、新消費税法が適用されない契約については、なお従前の例による。

附 則（会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱の一部改正）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日（平成30年9月10日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市最低制限価格取扱要領の規定は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）（以下「新消費税法」という。）が適用される契約について適用し、新消費税法が適用されない契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、令和元年7月1日以後に入札公告を行う入札から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、令和4年4月1日以後に入札公告を行う入札から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、令和6年4月15日以後に入札公告を行う入札について適用する。